

日本版司法取引(2018年6月施行)

～制度の全容、検察庁による運用、よくある誤解、ケーススタディを踏まえ
会社を守るために今から準備しておくべきこと～

講師 **山内洋嗣** 氏 やまうちひろし 森・濱田松本法律事務所 パートナー
弁護士・ニューヨーク州弁護士

日時 平成30年7月25日(水) 午後1時30分～午後4時30分

本セミナーでは、危機管理・企業刑事事件を専門とする弁護士が、日本版司法取引について、制度の全容・検察庁による運用という基礎を分かり易く説明するだけでなく、ケーススタディを行い、また、不正・不祥事実務へのインパクト、企業としていまから対応すべきことを丸ごと解説します。「司法取引」という用語が広く知られている分、「日本版司法取引制度」が、いつどこでだれがどのように使われるのかという、具体的な制度内容の企業法務の現場への浸透は必ずしも深くなく、以下のような誤解が散見されます。

【誤解①】自分で罪を積極的に認めることで罪を軽くしてもらえる

【誤解②】大規模な企業カルテルや暴力団がらみの事案などごく一部の犯罪が対象である

【誤解③】有事のための制度であり、平時の企業運営には影響しない

本セミナーでは、このような誤解を取り除くとともに、この制度が不正不祥事対応に与えるインパクトをふまえ、いまやっておくと企業法務に効くポイントをお伝えします。

1. 日本版司法取引によくある誤解～すべて誤りです～

- (a) 制度内容についての誤解 (b) 検察庁の運用についての誤解
(c) 裁判所の証拠評価についての誤解 (d) 企業法務へのインパクトについての誤解

2. 60分で理解できる日本版司法取引

- (a) 発端は大阪地検特捜部におけるフロッピーディスク証拠改ざん事件
(b) 今までできなかったこと、できるようになったこと
(c) 誰と誰が、いつ、何を取引するのか
(d) 情報の「提供し損」の回避～協議はしたが取引の不成立場合～
(e) 米国制度との違い

3. 最高検察庁・最高裁判所の考え

- (a) 最高検の考え方と内部運用方針 (b) 検察官の立場からみた司法取引
(c) 警察官の立場からみた司法取引 (d) 裁判官からみた司法取引
(e) 裁判官は「約束」を守ってくれるのか～「求刑超え判決」問題～

4. 企業による攻めの利用・守りの利用

- (a) 【攻め】「自社 vs 他社」型～リニエンシー(課徴金減免制度)との違いは?～
(b) 【攻め】「自社 vs 自社の元経営陣」～粉飾決算を題材に～
(c) 【守り】「自社 vs 自社の役職員」～司法取引をしそうな従業員～
(d) 【守り】「自社 vs 取引先」～司法取引をしそうな取引先～

5. ケーススタディ～日本の贈賄と海外の贈賄～

- (a) 会社を罰する両罰規定の有無 (b) 刑法上の贈収賄罪(両罰規定なし)
(c) 不正競争防止法上の外国公務員贈賄罪(両罰規定あり)

6. 企業としていまやるべきこと

- (a) 役職員による情報持出しのインセンティブ
(b) 企業にマイナスに使われうることをどう位置付けるか
(c) 司法取引という「パズル」

本セミナーにつきましては、法律事務所ご所属の方はお申込みご遠慮願います。

【講師略歴】危機対応と紛争解決(訴訟)を専門とする。森・濱田松本事務所において、現場のリーダーとして日本を代表する不正・不祥事案件を業界横断的に取り扱ってきた経験を活かす。「コンプラ疲れ」を撲滅し、日本の生産性を向上させることが目標。

東京大学法学部卒業、米国を代表するローファームの一つであるKirkland & Ellis法律事務所(出向)、トマス・ジェファソンが創立したバージニア大学のロースクールで海外における危機管理実務と訴訟の要諦を体得。

【主な著書・論文】・「企業グループにおける内部監査」(旬刊商事法務2159号、2018年)、
・「記者会見」、「国境を越えた不正調査」、「証拠の保全」(ビジネス法務、2018年3月、5月、6月号)、
・「デジタルフォレンジックの監査役監査への利活用可能性(1)～(3)」(月刊監査役2017年12月～2018年2月号)など著書・セミナー多数。
※録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 **経営調査研究会**
■後援 **金融財務研究会**
http://www.kinyu.co.jp

Facebook : <http://www.facebook.com/keichoken>
Twitter : <https://twitter.com/#!/keichoken>
Blog : <http://keichoken.blogspot.com/>



開催日

平成30年7月25日(水)
13:30~16:30

会場

茅場町・グリーンヒルビル
金融財務研究会本社 セミナールーム
東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8
TEL 03-5651-2030
地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅
6番出口より徒歩1分
(開場は開演の30分前です。)

参加費

1名につき34,800円
(消費税、参考資料を含む)

1社2名以上同時に参加お申込みいただいた場合、お2人目から1名につき29,000円。追加申込みの場合はその旨ご記入下さい。

申込先

経営調査研究会 ホームページ <http://www.kinyu.co.jp/>
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリーンヒルビル
TEL 03-5651-2033 FAX 03-5695-8005

申込方法

ファックス又は郵便にて参加申込書をお送り下さい。上記ホームページの申込欄からもお申しいただけます。折り返し、受講証と請求書を郵送致します。参加費は下記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)参加費の払戻しは致しませんので申し込まれた方がご都合の悪い時は代理の方がご出席下さい。又当日ご参加になれなかった場合、当社および金融財務研究会主催の他のセミナーに無料でご出席いただけます。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の時は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内にお問い合わせいたします。)ご記入いただきました個人情報は、当社および関係会社の受講者名簿の整備や今後開催されるセミナーのご案内等に使用します。

振込口座

普通預金 口座名 (株)経営調査研究会

三菱UFJ銀行 八重洲通支店 0602180 三井住友銀行 東京中央支店 3207281
みずほ銀行 京橋支店 1813877 三菱UFJ信託銀行 日本橋支店 1979947

----- 切らずにこのままお送り下さい -----

日本版司法取引 (2018年6月施行)
7/25

◆参加申込書◆

FAX 03-5695-8005

平成30年 月 日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい	会社名	TEL FAX	
	所在地	E-Mail 〒	
	参加者ご氏名	部課名	
	〃	〃	
	〃	〃	
	〃	〃	
	書類送付先 (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX

*セミナーコード 1385 (Law-301385)

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。